建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 30 年５月 10 日
関東地方整備局長　泊　　宏
１　処分をした年月日　平成30年４月10日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社リネット　木村　幸司　東京都江戸川区西一之江３－４－12　国土交通大臣許可（般―25）第24961号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゆんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成30年３月13日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 30 年５月 10 日
関東地方整備局長　泊　　宏
１　処分をした年月日　平成30年４月10日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ＴＯＨＯ株式会社　早坂　　二　東京都中央区日本橋堀留町２－８－４　国土交通大臣許可（特―29）第24536号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成30年３月14日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 30 年５月 10 日
関東地方整備局長　泊　　宏
１　処分をした年月日　平成30年４月10日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ネクサス・アールハウジング　高瀬　勝啓　東京都墨田区横綱１－２－16　東誠ビル７階　国土交通大臣許可（般―27）第23672号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、屋根工事業、電気工事業、塗装工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成30年３月23日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 30 年５月 10 日
中部地方整備局長　塚原　浩一
１　処分をした年月日　平成30年４月12日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　中日本航空株式会社　柴田　　拓　愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字殿釜２番地　国土交通大臣許可（般―25）第22657号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成30年３月20日付けで建設業法第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 30 年５月 10 日
中部地方整備局長　塚原　浩一
１　処分をした年月日　平成30年４月12日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　高野興業株式会社　高野　泰宏　三重県桑名市長島町葭ヶ須243番地の１　国土交通大臣許可（特―29）第15819号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成30年３月14日付けで建設業法第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 30 年５月 10 日
中部地方整備局長　塚原　浩一
１　処分をした年月日　平成30年４月12日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　コウノイケ・エンジニアリング株式会社　稲神　秀治　名古屋市港区寛政町一丁目36番地１　国土交通大臣許可（特―27）第18678号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（とび・土工工事業、管工事業、鋼構造物工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成30年４月２日付けで建設業法第12条の規定により全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 30 年５月 10 日
中部地方整備局長　塚原　浩一
１　処分をした年月日　平成30年４月12日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　コウノイケ・エンジニアリング株式会社　稲神　秀治　名古屋市港区寛政町一丁目36番地１　国土交通大臣許可（般―27）第18678号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成30年４月２日付けで建設業法第12条の規定により全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

職員の免職処分

海洋情報部航海情報課水路通報室上席水路通報官
海上保安官（三等海上保安監）　島村　国雅
国家公務員法第78条第３号により免職する
平成 30 年４月 26 日
海上保安庁長官　中島　　敏

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成３０年（家）第４号
鳥取県境港市芝町147番地１
申立人　小徳　文子
本籍鳥取県境港市芝町1190番地、最後の住所鳥取県境港市上道町2053番地１　新さかい幸朋苑、死亡の場所鳥取県境港市、死亡年月日平成22年５月17日、出生の場所鳥取県西伯郡中浜村、出生年月日明治44年４月12日、職業無職
被相続人　亡　小徳　松子
鳥取県境港市福定町238番地、事務所鳥取県境港市湊町20番地　川田司法書士事務所
相続財産管理人　司法書士　川田　一郎
鳥取家庭裁判所米子支部

平成３０年（家）第１０５１号
高知県安芸郡芸西村和食乙153番地２
申立人　小松みち子
本籍高知県香南市夜須町羽尾709番地、最後の住所高知県香南市吉川町古川340番地２のぞみの家、死亡の場所高知県香南市、死亡年月日平成30年１月16日、出生の場所高知県香美郡夜須町、出生年月日昭和33年２月２日、職業無職
被相続人　亡　清藤　知肖
高知市高須３丁目14番30―1104号
相続財産管理人　小谷　晃史
高知家庭裁判所